

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」
課程又は教育部門	全日制 知的障がい

特12

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめはいつでもどの生徒にも起こりうる問題であり、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。「誰もが安心して生活を送れる学校」を目指して、いじめのない学校作りを全教職員が一丸となって組織的に、かつ生徒及び保護者との共通理解のもと行っていく。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを進めていく。また、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

全教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。その中で発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、全教職員等へ正しい理解の促進を図る。

- ・居場所作り、学校行事
- ・授業研究、道徳の授業、人権学習
- ・定期的なアンケート調査、教育相談、連絡帳、相談箱
- ・生徒に対する個別の面談週間
- ・部活動、寄宿舎と連携した余暇指導

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ・毎週末の学校・寄宿舎と保護者間で行っている連絡帳を利用し、連携を密にする。

- ・担任と生徒間で行う生活ノートを活用し、生徒の状況把握に努め、相談しやすい環境を作る。
- ・指導相談室横に相談箱を設置し、いつでも相談できる環境を作る。
- ・定期的に生徒・保護者へアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・生徒に対する個別の面談週間を利用し、状況把握に努める。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。インターネットや携帯電話を利用したいじめが増えている現状があり、そのようないじめに対しても適切に対応していく。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応に当たる。また、必要に応じて関係機関・専門機関と連携を行い対応に当たる。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなどいじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた職員は、管理職・生徒指導主事に報告する。事実を把握した段階で、県教育委員会へ管理職からFAXで第一報を行う。部活動においても顧問等が同様の対応を行う。部活動指導員や非常勤講師が部活動の指導を行う場合は、事前に本対応について周知する。報告後は生徒指導部当該学年が中心となり、速やかに事情聴取を行う。聴取内容をもとに「いじめ対策委員会」を開き、いじめの事実の有無の確認を行うと同時に学校内で情報を共有する。事実確認の結果は、校長が県教育委員会に報告するとともに被害生徒・加害生徒の保護者に連絡する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに筑紫野警察署に通報し、適切に援助を求める。

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意し対応する。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えるとともに、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。状況によってはスクールカウンセラーのカウンセリングを受けるようにすすめるなど、生徒の心のケアを行う。また、コンサルテーションの結果をもとに今後の支援方法を検討していく。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。なお、全校集会・学年指導・ホームルーム活動等を活用して、いじめは絶対に許されない行為であり、人として行ってはいけない行為であることを伝える。

全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

生徒の状況を判断する為に、担任や寄宿舎職員との定期的な面談を実施する。また、生徒が提出する生活ノートについても担任が内容の確認を行い、気になるような記述があった際には聞き取りをすぐに行う。保護者には生徒の学校生活の状況を連絡帳にて報告する。以上のことを継続的に行い、被害生徒本人及び保護者が心身の苦痛を感じていないといじめ対策委員会で校長が認めたとときにいじめの解消とする。

いじめが解消に至っていないと判断した場合は、解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割を含む対処プランをいじめ対策委員会で策定し、実行する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で被害生徒及び加害生徒を日常的に観察していく。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、校長又は県教育委員会の判断により、迅速に調査する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、福岡県知事並びに県教育委員会に事態発生について報告する。

②調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするか判断する。

調査の主体は、学校主体の場合と県教育委員会主体の場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生に、必ずしも十分な結果を得られないと県教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会において調査を実施する。

③調査を行うための組織について

県教育委員会または学校がその事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、関係団体等からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（2）調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒やその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査の組織、方法、方針、経過、明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。なお、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果の報告

調査結果については、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含め記載し、福岡県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携と対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
重大事態対応フロー図（別紙）

7 学校評価

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りに係る取組

- ・わかる授業を実践する為に、教職員が授業研究に励んでいるか。
- ・全教職員が日常的にいじめの問題にふれているか。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育が充実しているか。
- ・寄宿舎での余暇指導が充実しているか。
- ・学校行事等で生徒一人一人が活躍できる場を設定し、他者の役に立っていると感じられる機会を作っているか。

○早期発見・事案対処マニュアルの実行

- ・生徒から提出された生活ノートの内容を担当が確認して、気になるようなことがあればすぐに聞き取りを行っているか。
- ・連絡帳を利用して、家庭の様子を常に把握しているか。また、学校の様子を伝え保護者と密に連携しているか。
- ・学年会議や分掌会議等で気になる生徒の情報を教職員間で共有しているか。
- ・いじめの疑いがある場合、早期から複数の教職員で対応しているか。また、いじめが発生した場合、いじめ対策委員会を中心としてマニュアルどおり対処できているか。

○定期的・必要に応じたアンケート

- ・いじめアンケートを実施しているか。

○個人面談・保護者面談の実施

- ・個人面談週間を設定して面談を行っているか。
- ・三者面談を実施しているか。

○校内研修の実施

- ・いじめに関する研修会を行っているか。

重大事態対応フロー図

○いじめの疑いに関する情報

- ・第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

○重大事態の発生

- ・県教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

○学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※第22条に基づく「いじめの防止等のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

○調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

○いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○調査結果を県教育委員会に報告

- ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力